

ポーランド週報

(2023年4月20日～2023年4月26日)

令和5年(2023年)4月28日

H E A D L I N E S

政治

「法と正義」(PiS)による選挙直前キャンペーン
トウスク元首相(現「市民プラットフォーム」(PO)党首)に対する検察の捜査
ポーランドにおける少数民族の動向
ラウ外相のクロアチア訪問
欧州司法裁判所、ポーランドに対する罰金を減額
モラヴィエツキ首相とカッラス・エストニア首相との会談
ラウ外相のEU外務理事会出席
祖国防衛法採択1周年
ドゥダ大統領夫妻のモンゴル訪問
ブカレスト・ナイン(B9)国防大臣会議

治安等

虚偽の広告に対する警告
横断中の携帯電話使用で罰金を科せられる歩行者が増加中との報道

経済

穀物輸入禁止をめぐるEC交渉
国内穀物危機に対する対応
3月の経済指標の低下
実質給与上昇、失業率は低下
ポーランド鉄道計画
マイクロソフト、ポーランドにクラウドデータセンター開設
国営燃料会社、水素輸送技術開発に関心

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意
欧州でのテロ等に対する注意喚起
孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ
「たびレジ」への登録のお願い
新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起
マイナンバーカード取得のお願い
年金受給者の現況届提出について
有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて
旅券のオンライン申請等の開始について
大使館広報文化センター開館時間
文化行事・大使館関連行事

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000
<http://www.pl.emb-japan.go.jp>

【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。
問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

政治 内政

「法と正義」(PiS)による選挙直前キャンペーン【22～23日】

22日から23日にかけて、「法と正義」(PiS)は、選挙直前のキャンペーンの一環として、「ポーランドは一つ～地域投資～」と称したイニシアティブをとり、主要な政治家たちが地方で遊説を行った。同キャンペーンは今後数か月にわたり行われ、PiSは地方投資に焦点を当てて支持を訴える予定である。また、PiSは、歴代政権と比べてPiSがポーランドの地方にいかにより良い変化をもたらしたのかを示すという。カチンスキPiS党首やモラヴィエツキ首相などが、支持者の前で演説を行った。

トウスク元首相(現「市民プラットフォーム」(PO)党首)に対する検察の捜査【24日】

24日、当地メディアは、ワルシャワ地方検察庁が、2014年にトウスク元首相(現「市民プラットフォーム」(PO)党首)による職権濫用があったとして4月11日から捜査していると報じた。トウスク元首相は、ロシアとカザフスタンから石炭を輸入していた「Składy Wegla」社に対し、ロシアからの石炭輸入をやめさせるために検査を行い、同社の利益を損なったという疑いがかけられている。訴えを出したのは、同社の株式の40%(1億ズロチ相当)を保有していたファレンタ氏であり、トウスク元首相による干渉は、政治的な性質を帯びており、当時の政権にとって重要な利益を守りたいという欲求から生じたものであると主張している。同社は、2014年6月に検察からマネーロンダリングや詐欺の疑いをかけられ、捜査を受けたことで破綻したといわれている。ファレンタ氏は、2013年から2014年にかけてワルシャワで起きた政治家や公務員に対する盗聴事件に関与したとされ、2年6か月の間、刑に服していた。今回、2022年11

月にファレンタ氏がトウスク元首相に対して訴えを起こしたのは、復讐なのではないかとも思われているが、ジョブロ法相兼検事総長(連立与党「連帯ポーランド」党首)率いる検察が今のタイミングで捜査に乗り出したのは、与党「法と正義」(PiS)が最大野党POの党首を務めるトウスク元首相の信用を失墜させたいという意図が透けていると分析する者もいる。トウスク元首相は、「ロシア産石炭輸入に対するPO政権の戦いに関して、検察から追われている。」とツイートし、党の会合では、「捜査は、選挙キャンペーンとPiSの状況に密接に関連している。」と述べた。

ポーランドにおける少数民族の動向【25日】

25日、ジェチポスポリタ紙は、昨年は過去最多の約1万人がポーランドの市民権を取得したと報じた。内訳としては、5,200人のウクライナ人と2,900人のベラルーシ人が含まれているという。過去5年にわたり、37,000人の外国人がポーランド国籍を取得したが、ウクライナからポーランドへの現在の移住規模に鑑み、さらに数が増えると予想されている。ポーランド国籍を持つウクライナ人とベラルーシ人の増加は、ポーランドの政治に影響を及ぼすことになる。ポーランドでは、少数民族には、学校で本国語を学び、議会に代表者を置く権利が与えられる。少数民族は、議会選挙において、通常は議席を得るために5%の閾値(通称:足切りライン)を超えなければならないという規定から免除される。このような特権は、国勢調査で133,000人が自己申告しているドイツ系少数民族に適用されている。同じ調査では、62,900人がウクライナ国籍を、16,500人がベラルーシ国籍を自らのアイデンティティーとして認識していることがわかっている。

外交・安全保障

ラウ外相のクロアチア訪問【19～20日】

19日から20日にかけて、ラウ外相は、クロアチアを訪問し、ゴルダン・グルリッチ＝ラドマン・クロアチア外務欧州大臣と会談した。会談では、ウクライナ情勢、NATOなどの軍事面での協力、経済協力などについて話し合った。

欧州司法裁判所、ポーランドに対する罰金を減額【21日】

21日、欧州司法裁判所(ECJ)のラーセン副裁判長は、ポーランドがECJによって命じられた暫定措置(「法の支配」関連)に従わないことを理由に課している1日あたり100万ユーロの罰金を50万ユーロに引き下げることを発表した。シンコフスキ＝ヴェル＝

センクEU問題担当大臣は、ECJが下した決定を歓迎した。

モラヴィエツキ首相とカッラス・エストニア首相との会談【24日】

24日、モラヴィエツキ首相は、カッラス・エストニア首相とワルシャワで会談した。両首相は、中・東欧地域の安全保障、二国間関係及び国際関係について議論した。また、両首脳の間には経済協力にも及んだ。ポーランドとエストニアの貿易額は増加しており、また、さまざまな行政プロセスのデジタル化で大きな成果を上げている。さらに、両首相は、ウクライナ支援、欧州の安全保障に対するコミットメントについて議論し、スウェーデンとフィンランドのNATO加盟の重要性を強調した。

ラウ外相のEU外務理事会出席【24日】

24日、ラウ外相は、ルクセンブルクで開かれたEU外務理事会に出席した。主な議題は、ロシアによるウクライナ侵略、侵略がもたらす地政学的影響に関するEUの行動計画（第三国との協力）の実施についてであった。また、EU加盟国の外相たちは、ジョージアの外相とも会談を行った。

祖国防衛法採択1周年【24日】

24日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、祖国防衛法採択から1周年を記念してワルシャワで開催された会議に出席し、「祖国防衛法は、軍の近代化プロセスに資金を提供するためのメカニズムを確立することによって、近代化を加速した。実際に、ポーランドは、韓国に戦車、榴弾砲及び戦闘機を発注し、それらは既にポーランド軍に配備された。今年は、より多くの大砲と戦車が配達される予定である。ウクライナでの戦争はまだ進行中であり、強力なポーランド軍だけが侵略者を阻止することが出来る。」と述べた。

ドゥダ大統領夫妻のモンゴル訪問【24～26日】

24日から、ドゥダ大統領夫妻は、モンゴルを訪問している。モンゴルでは、フレルスフ大統領、オヨーンエルデネ首相などと会談した。訪問の目的は、経済協力関係の維持にあり、25日には、ドゥダ大統領とフレルスフ・モンゴル大統領との間でワルシャワ大学とモンゴル科学アカデミーの協力に関する政府間協定やビジネスに関する協定など5つの協定が締結された。また、25日付けで在ウランバートル・ポーランド大使館が開設された。

ブカレスト・ナイン(B9)国防大臣会議【26日】

26日、ワルシャワにおいて、ブワシュチャク副首相兼国防大臣及びルーマニアのトゥルヴァル国防大臣の主催により、東欧9か国の国防大臣が参加してブカレスト・ナイン(B9)国防大臣会議が開催された。同副首相兼国防大臣は、会議の後、「ロシアによる帝国再建の挑戦に反対する参加国の結束を明らかにするとともに、NATO東方の安全保障を強化するための我々の団結と連携を示した。」と述べた。

治 安 等

虚偽の広告に対する警告【24日】

25日、国営ポーランド通信(PAP)は、警察がインターネット上で宿泊施設に関する虚偽の広告が出回っている旨警告していると報じた。同報道では、宿泊予約をして送金する前に注意深く確認する必要があると述べたザコパネ警察署報道官の発言が引用されている。報道では、宿泊条件に比べて価格が低すぎる場合には、広告で提示された物件が実際に存在するか確認することを推奨した警察のアドバイスなども紹介されている。

横断中の携帯電話使用で罰金を科せられる歩行者が増加中との報道【25日】

25日、当地ジェチポスポリタ紙が報じたところによると、道路横断中に携帯電話を利用して罰金を科せられる歩行者の数が増加しているという。今年初めから現在までに2,265名が罰金を科されている(前年同期:1,152名)。現在の罰則規定では、道路の横断中に携帯電話を利用した歩行者には、300ズロチの罰金が科されることになっている。

経 済

経済政策

穀物輸入禁止をめぐるEC交渉【25日】

欧州委員会とポーランドなどEU4か国との間で、ウクライナからの農産物の輸入を禁止する交渉が行われている。バルディス・ドンブロフスキス貿易担当副委員長は、小麦、トウモロコシ、ヒマワリ、菜種の4穀物について、通過を維持しつつ輸入を禁止する案を5か国に提示し、6月末までの実施となる。しかし、ポーランド、スロバキア、ルーマニア、ブルガリア、ハンガリーの5か国は、それ以上を望んでおり、先週ECに提出した共同書簡では、ヒマワリ油、小麦粉、蜂蜜、砂糖、ソフトフルーツ、卵、肉、乳製品など、他のいくつかの製品の輸入を阻止する必要があると指摘している。穀物を中心とする多くの製品は、いわゆる連帯ベルトに沿ってさらに輸送されることはなく、ウクライナ近隣諸国の地元市場で保管・販売されるため、自国の農家へのダメージは大きすぎると各国は主張

している。

他方、ドミトラシェヴィチ・ウクライナ副大臣は、多くの農地が採掘されていること、農民が命がけで除染していること、利益が出ないことを指摘した上、戦前は農産物の輸出の95%が黒海を経由していたが現在は港の能力の3分の1しか使われていないほか、価格下落はウクライナの輸出だけが原因ではなくブラジルからの輸出が大幅に増加しているなど世界市場の状況も影響し、さらにポーランドの農産物輸出は昨年40%増加したためポーランドへの影響はマイナスだけではなく、穀物が近隣諸国の市場に残っているのは地元需要があるからであると指摘し、これ以上輸送するのはコストがかかりすぎるため、バルト海の港の機能を活用する必要があると訴えた。

国内穀物危機に対する対応【21日】

モラヴィエツキ首相は、ウクライナからの輸入食品の流入で被害を受けたポーランド農家に対する100億ズロチ規模の新たな支援策を発表し、遅延している欧州連合の支援について批判した。政府は、農家がディーゼル燃料にかかる物品税の払い戻し額を1.20ズロチから1.46ズロチに引き上げるなどの措置を承認していた。ポーランドはまた、農家が小麦1トン当たり1,400ズロチの最低価格を得られるように補助金を支払うほか、トウモロコシ、菜種油、ライ麦など他の穀物や、肥料の購入にも補助金を支払う予

定。

欧州委員会(EC)は、中欧の農家に対して、5,600万ユーロの支援に加え、1億ユーロの支援を提供する。また、小麦、トウモロコシ、ヒマワリの種、菜種について緊急予防措置を講じることを約束したが、中欧諸国はこのリストを拡大して、蜂蜜や一部の肉類など他の製品も対象にすることを望んでいる。ポーランド首相は、ウクライナ産食品の輸入過多の影響を受けている中欧諸国の農業を支援するためのEUの措置を批判した。

マクロ経済動向・統計

3月の経済指標の低下【25日】

3月のポーランドは、小売業、製造業、建設業の活動が低下し、第1四半期のGDPの減少を封じ込めたものの、小売売上高は、2月の5%減に続き、3月も実質ベースで前年同月比7.3%減となった。工業生産高は、2月の前年同月比1%減の後、3月は同2.9%減、建設生産高は同1.5%減となった。3月の主要経済部門の結果は、ポーランドが第1四半期に2年以上ぶりに前年同期比GDPの減少に直面するとエコノミストの考えを裏付けるものとなった。

3月の小売売上高が大きく落ち込んだのは、ロシアによるウクライナ侵略の影響(難民の流入やポーランドの消費者による「万が一」のための購入)に関連して、1年前の基準値が高くなったことが主な原因とされ、燃料販売量が2月の26.2%減に続き、実質前年同月比21.7%減と低迷し、食料品などの基本財の販売も減少した。エコノミストは、高インフレが

家計の購買力を低下させ、家具や家電製品、自動車などの耐久消費財の需要にマイナスの影響を与えると指摘している。

実質給与上昇、失業率は低下【24日】

エコノミストは、給与水準の向上は雇用の悪化を意味する可能性があるとして主張しつつも、この過程が急すぎなければ、全体として従業員にとっては良い可能性があり、大量解雇がなく再就職に問題がなければ、インフレ率は下がり平均実質賃金は上がるかもしれないと分析した。

中央統計局(GUS)は4月21日、ポーランドの企業部門における3月の平均賃金が12.6%上昇したと発表した。先月のポーランドの平均総月給は7508.34ズロチとGUSは発表した。3月末の失業者数は約848,300人で、前年同月比16,500人減少した。

ポーランド産業動向

ポーランド鉄道計画【24日】

インフラ省は、2030年までの新しい国家鉄道計画(NRP2030)に関する協議を開始した。予算は800億ズロチで、2021年から2027年までのEU多年度財政枠組み(MFF)が主な資金源となる予定である。また、同省は、一部財源を国家再建計画(KPO)からの資金で賄うことを希望しているが、まだ利用可能な状態になっていない。

新たな計画は、現行の鉄道投資計画を継続するものであり、最も大きな事業のひとつは、ワルシャワ中心部を東西方向に横断する7Kmのワルシャワ・クロス・シティー・ラインの改築となっている(2025年~2029年)。この工事は80億ズロチ以上の費用がかかり、主にその容量を改善することが目的とされている。その他のプロジェクトとしては、11本のトン

ネルを含むクラクフからザコパネまでの短距離路線の建設(約80億ズロチ)などがある。

マイクロソフト、ポーランドにクラウドデータセンター開設【26日】

マイクロソフトは、中東欧初のクラウドデータプロセッシングセンターをポーランドに開設したと発表した。これについて、モラヴィエツキ首相は、同国がクラウド技術を開発する国の最前線に立つことを望んでおり、世界のデジタル革命の一翼を担うチャンスを得たと述べている。また、チェジンスキ・デジタル化担当大臣は、政府はクラウド変革に備える企業のために7億ユーロの融資プログラムを準備していると述べた。

エネルギー・環境

国営燃料会社、水素輸送技術開発に関心【24日】

国営石油・ガス会社 PKN Orlen のチーフエコノミストは、同社が水素の輸送技術の開発に関心を持ち、2030年までにポーランド全土で100か所の水素ステーションを立ち上げる予定であると述べた。さらに

同氏は、水素技術の開発を通じた輸送の脱炭素化を図るためのコストは、この分野の現在のコストではなく、何もしない場合の将来のコストと比較する必要があり、現在EU経済で起きている変化を考慮すれば、進むべき方向は明らかであると加えた。

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なもの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・

サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届(ORRネット)への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細: <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」【2023年3月24日(金)～7月30日(日)】

ポズナン国立博物館にて、展覧会「原研哉～Make The Future Better Than Today～日本のグラフィックデザイン」が開催中です。日本のグラフィックデザイン作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Narodowe w Poznaniu, Aleje Marcinkowskiego 9, Poznań

詳細: <https://mnp.art.pl/en/galeria/kenya-hara-make-the-future-better-than-today/>

【開催中】ポフシン植物園での日本月間【2023年4月1日(土)～30日(日)】

ポーランド科学アカデミーのポフシン植物園にて「日本月間」が開催中です。様々な写真展・ワークショップ・コン

クールや花見等が実施されます。

開催場所: PAN Ogród Botaniczny – Centrum Zachowania Różnorodności Biologicznej w Powsinie, ul. Prawdziwka 2, Warszawa

詳細: www.ogrod-powsin.pl/

【開催中】桜・ヴロツワフ日本インスピレーションデー【2023年4月21日(金)～30日(日)】

ヴロツワフ市にて、グロトフスキ研究所及びザジェヴィエ基金共催「桜・ヴロツワフ日本インスピレーションデー」が開催中です。様々なワークショップが映画上映会が実施されます。

詳細: <https://grotowski-institute.pl/projekty/sakura-2023/>

【予定】講演会「A Talk on Japan's Greatest Haiku Poet, Matsuo Basho」【5月15日(月)】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、ピーター・J・マクミラン JICA チェアによる俳句に関する講演会が開催されます(英語)。入場は無料です。座席数に限りがありますので参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

開催場所: 在ポーランド日本大使館広報文化センター

開始時間: 18:00～

(電話: 22 584 73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51 (4階), Warszawa)

詳細: <https://fb.me/e/18LPjIE8p>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)